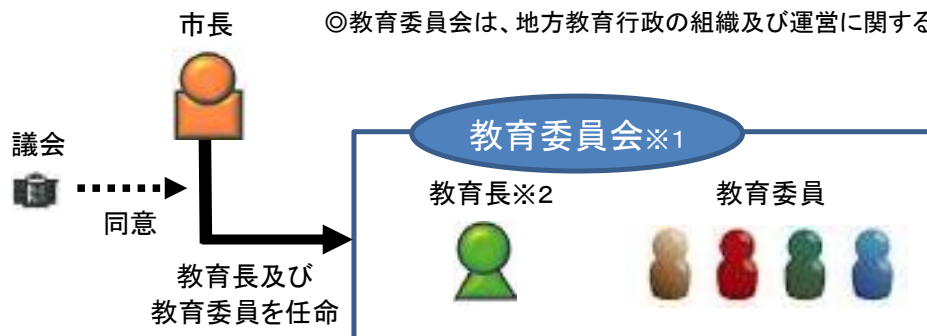


# 東大和市教育委員会組織図

平成29年4月1日現在

◎教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき運営されています。



## ※1<教育委員会>

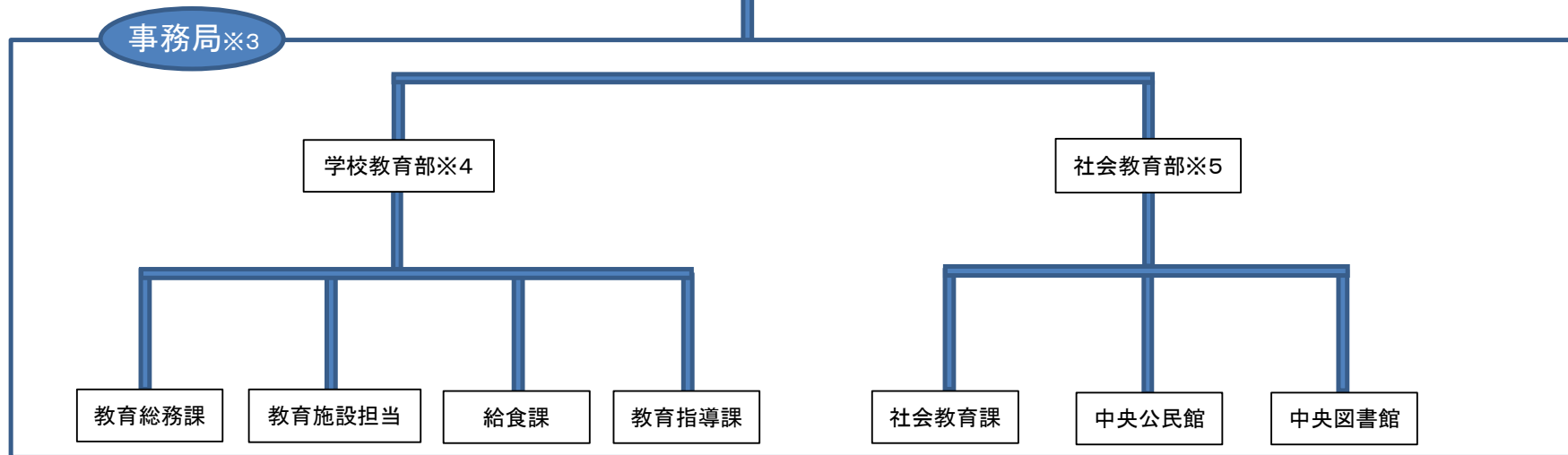
- ①教育委員会は、教育長と4人の委員（任期は4年）により組織されます。
- ②委員会の会議は、毎月開催する定例会、必要に応じて開催する臨時会と教育委員懇談会があります。
- ③教育委員会の権限に属する事務の例は次のとおりです。
  - ・教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
  - ・委員会規則その他委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
  - ・委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること等。

## ※2<教育長>

- ①教育委員会の会務を総理し、教育委員会の代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）となります。
- ②任期は3年。

## ※3<事務局>

- ①教育委員会の事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれます。
- ②教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会事務局処務規則で定められています。



## ※4<学校教育部>

教育委員会定例会事務、小・中学校環境整備、就学相談、特別支援教育、学校給食に関すること、教育指導及び教職員に関すること等の実務を行う事務局として義務教育全般にかかる業務を行います。

## ※5<社会教育部>

生涯学習の推進、文化活動の振興、社会教育関係団体への支援、公民館事業、図書館事業、郷土博物館事業等に係る業務を行います。